

香川県条例第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 人事委員会の委員、選挙管理委員会の委員、非常勤の監査委員、公安委員会の委員、教育委員会の委員、労働委員会の委員及び特別調整委員並びにあっせん員、収用委員会の委員並びにあっせん委員及び仲裁委員、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員、選挙長、選挙分会長、選挙立会人その他非常勤の職員には、この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償として旅費を支給する。	第1条 人事委員会の委員、選挙管理委員会の委員、非常勤の監査委員、公安委員会の委員、教育委員会の委員（教育長である者を除く。）、労働委員会の委員及び特別調整委員並びにあっせん員、収用委員会の委員並びにあっせん委員及び仲裁委員、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員、選挙長、選挙分会長、選挙立会人その他非常勤の職員には、この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償として旅費を支給する。
第2条 略	第2条 報酬の額は、次のとおりとする。この場合において、その報酬が日額及び月額で定められている者の報酬の額は、日額の報酬の額に月額の報酬の額を加えた額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 教育委員会の委員 月額 <u>18万円</u>	(5) 教育委員会 委員長 月額 <u>191,000円</u> 委員 月額 <u>18万円</u>
(6)～(12) 略	(6)～(12) 略
2 略	2 略

（香川県職員定数条例の一部改正）

第2条 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）
第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、	第1条 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、

労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに水道局及び病院局（以下「事務部局等」という。）の一般職の職員（会計管理者及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。

労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局並びに水道局及び病院局（以下「事務部局等」という。）の一般職の職員（教育長、会計管理者及び臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。

（香川県恩給条例の一部改正）

第3条 香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公務員）</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第18条第1項に規定する指導主事、事務職員及び技術職員</u></p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>(13) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長</u></p> <p>(14) 略</p>	<p>（公務員）</p> <p>第17条 この条例で「公務員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>による教育長及び同法第19条に規定する指導主事、事務職員及び技術職員</u></p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>(13) 略</p>

（香川県恩給通算条例の一部改正）

第4条 香川県恩給通算条例（昭和32年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において「他県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「他県の退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第18条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</u>	(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</u>
(7)～(12) 略	(7)～(12) 略
(12)の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（次項第2号才において「改正前の地教行法」という。） <u>第16条第1項に規定する教育長</u>	
(13)～(20) 略	(13)～(20) 略
2 略	2 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「市町村の退職年金条例」という。）の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。 (1) 略 (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <u>第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員</u> で吏員に相当するもの イ～エ 略
(1) 略 (2) 略	(1) 略 (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <u>第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員</u> で吏員に相当するもの イ～エ 略
ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <u>第18条第2項に規定する職員</u> で吏員に相当するもの イ～エ 略 オ 改正前の地教行法 <u>第16条第1項に規定する教育長</u> カ～ニ 略	オ～ケ 略
3 略	3 略

（教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第5条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき</u>、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。</p>

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間、休日及び休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

(香川県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第6条 香川県特別職報酬等審議会条例（昭和41年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額、知事、副知事及び<u>教育長</u>の給料の額並びに議会における政務活動費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額、知事及び副知事の給料の額並びに議会における政務活動費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>

(香川県教育委員会委員定数条例の一部改正)

第7条 香川県教育委員会委員定数条例（平成12年香川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
香川県教育委員会の委員の定数は、 <u>5人</u> とする。	香川県教育委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。

(香川県職員倫理条例の一部改正)

第8条 香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(定義等)

第2条 略

(1)・(2) 略

(3) 管理職員 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）

第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例により在職する間は、この条例（第6条の規定を除く。）による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例第1条及び第2条第1項第5号、香川県職員定数条例第1条、香川県恩給条例第17条第4号及び第13号、香川県恩給通算条例第2条第1項第6号及び第12号の2並びに第2項第2号ア及びオ、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例第1条及び第6条、香川県教育委員会委員定数条例並びに香川県職員倫理条例第2条第1項第3号の規定は適用せず、この条例（第6条の規定を除く。）による改正前の非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例第1条及び第2条第1項第5号、香川県職員定数条例第1条、香川県恩給条例第17条第4号、香川県恩給通算条例第2条第1項第6号及び第2項第2号ア、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例第1条及び第6条、香川県教育委員会委員定数条例並びに香川県職員倫理条例第2条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

3 第6条の規定による改正後の香川県特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項（改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の教育長の給料の額については、適用しない。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 管理職員 教育長並びに職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略

2 略